

## 八尾市告示第538号

八尾市立総合体育館等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月13日

八尾市長 山本 桂 右

### 記

#### 1 条件付一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名 八尾市立総合体育館等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件

別紙「貸付物件」記載のとおり（貸付物件に関する詳細は、令和6年度八尾市立総合体育館等自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）別紙1「貸付物件説明書」を参照すること。）。

(3) 貸付期間

貸付期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日までとし、期間の更新は行わない。

(4) 入札は、貸付物件ごとに実施する。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 公告の日現在において、引き続き2年以上自動販売機の設置業務を行っていること。

(4) 直前2年間の法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資

産税を滞納していないこと。

- (5) 市民税・府民税の特別徴収を実施していること。
- (6) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。
- (7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

### 3 申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

### 4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の手続を行わなければならない。
  - ア 入札に参加を希望する者は、イに掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、本件入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - イ 提出書類  
募集要項の「5. 応募申込手続」の「(2)提出書類」に記載のとおり。
- (2) 申請書等は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。
- (3) 申請書等を郵送により提出する場合は、次の方法によること。
  - ア 申請書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。
  - イ 申請書等は、受付期間内に到達するように郵送すること。
  - ウ 申請書等を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。  
電話連絡先 八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課

電話 072-924-3875（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 公告の日から令和7年1月10日までの日（土曜日、日曜日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内  
八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課

(3) その他

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 受付期間終了後における提出書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。

エ 提出書類について、別途その内容を聴取することがある。

6 入札参加資格審査の結果通知

令和7年1月16日に電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答並びに現場確認

(1) 仕様書等に対する質問は、電子メールで行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。

ア 提出先

募集要項の「6. 質問及び回答」の「ア 提出先」（以下「質問提出先」という。）に記載のとおり。

イ 提出方法

質問書（様式8）を質問提出先に電子メールにて提出すること。

ウ 質問受付期間

公告の日から令和6年12月23日午後5時まで

エ 問合せ先

質問提出先のとおり。

(2) 受け付けた質問及びその回答は、令和6年12月26日までに本市のホームページに掲載する。

(3) 自動販売機の設置場所の確認等については、公告の日から令和7年1月22日までの間に募集要項の「7. 現場確認」に規定する方法により行うことができる。

## 8 入札の執行等

### (1) 入札方法等

ア 入札方法 入札書は、郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかによる。）のみの受付とする。

イ 入札書受付期間 令和7年1月16日（木）から同月24日（金）までに必着するように郵送すること。

ウ 提出先 〒581-0006

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課

エ 総価による入札とする。

オ 入札書は、本市所定の入札書に入札金額、入札者の所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、届出印を押印すること。

カ 入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に募集要項に規定する委任状を提出するものとする。

キ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札の執行回数は、1回とする。

ケ 提出された入札書については、書換え、引換え及び撤回ができない。

### (2) 入札に参加することができない者

ア 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

イ 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加

資格を認められなかった者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

(3) 契約条項を示す場所

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課

(4) 入札執行（開札）の日時及び場所等

ア 日時 令和7年1月29日（水）午後3時00分

イ 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

ウ 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、参加人数は、1事業者1人までとし、開札に関する意見や発言等は認めない。

9 入札の無効

規則第111条各号のいずれか、建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれか又は八尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する郵便の利用による一般競争入札実施要領第14条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 落札者の決定及び公表方法

別紙「貸付物件」の表に掲げる最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者の数

が2以上である場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札事務に関係のない本市職員が代わってくじを引くこととする。

落札者を決定したときは、速やかに落札者に通知するものとする。また、開札日の翌日までに本市ホームページに掲載することにより落札者を公表するものとする。

## 12 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。これにより入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前期8(1)イの入札書受付期間の末日までに次の方法により入札辞退届（募集要項で定める様式）を提出すること。ただし、入札書の提出後は、入札の辞退を認めない。

### (1) 郵送による場合

封筒の表面に「入札辞退届在中」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法により八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課に郵送すること。

### (2) 持参する場合

八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課へ持参すること。

## 14 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。なお、開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

## 15 その他

(1) 入札参加者は、募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。

(2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。

16 問合せ先

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課

電話 072-924-3875 (直通)

電子メールアドレス [bunkasports@city.yao.osaka.jp](mailto:bunkasports@city.yao.osaka.jp)



## 別紙

## 貸付物件

物件番号	施設名称 所在地	設置場所	貸付面積	台数	販売品目	最低貸付料
1	八尾市立総合体育館 八尾市青山町三丁目 5番24号	1階喫茶コーナー	1.1560m <sup>2</sup>	1	パン、菓子、栄養補助食品等	74,121円 (税抜き)
2	八尾市立総合体育館 八尾市青山町三丁目 5番24号	1階喫茶コーナー	0.9153m <sup>2</sup>	1	お茶、コーヒー、炭酸飲料、スポーツ飲料、紅茶、水等	58,687円 (税抜き)
3	八尾市立屋内プール 八尾市上尾町七丁目 1番地の17	2階自動販売機コーナー	1.1200m <sup>2</sup>	1	お茶、コーヒー、炭酸飲料、スポーツ飲料、水等	69,969円 (税抜き)
4	八尾市立屋内プール 八尾市上尾町七丁目 1番地の17	2階自動販売機コーナー	1.1200m <sup>2</sup>	1	お茶、コーヒー、炭酸飲料、スポーツ飲料、水等	69,969円 (税抜き)
5	八尾市立屋内プール 八尾市上尾町七丁目 1番地の17	2階自動販売機コーナー	0.6400m <sup>2</sup>	1	お茶、コーヒー、スポーツ飲料、乳飲料 (牛乳を含むこと)等	39,982円 (税抜き)

※ 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※ 貸付物件に関する詳細は、募集要項別紙1「貸付物件説明書」のとおり。